

答 申 第 2 0 号

平成 2 6 年 3 月 2 0 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 安 富 潔

平成 2 5 年 7 月 1 6 日付け鎌職第 1 0 0 1 号で諮問のあった下記の  
事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分に対する異議申立てについて

## 1 審査会の結論

異議申立人による「小町通り電線共同溝工事等業務委託に係る不適切な事務処理に関し、係わった関係職員に対する措置について市長から諮問を受け、下記日程で開催された鎌倉市職員考査委員会のすべての議事録、開催日24年8月29日、24年11月29日、25年2月15日」の公開請求に対して実施機関鎌倉市長が平成25年5月28日付けで行った行政文書一部公開決定処分は、妥当である。

## 2 異議申立ての主張の要旨

### (1) 本件異議申立ての経緯

本件異議申立ては、次のような経緯で行われた。

#### ア 行政文書公開請求書の提出

異議申立人は、平成25年5月21日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、行政文書公開請求を行った。

#### イ 本件処分について

実施機関は、平成25年5月28日付け鎌倉市指令職第6号で、平成24年8月29日及び同年11月29日に開催された鎌倉市職員考査委員会（以下「委員会」という。）の議事録については、条例第6条第1号及び同条第3号該当により一部非公開とし、平成25年2月15日に開催された委員会の議事録については、作成中のため不存在とする行政文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

#### ウ 異議申立書の提出

異議申立人は、本件処分に対し、平成25年6月21日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、異議申立てを行った。

### (2) 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求めるものである。

### (3) 異議申立ての理由

異議申立人から平成25年8月23日付けで提出された意見書及び平成25年12月26日実施の口頭意見陳述における主張を

総合すると、異議申立ての理由は、次のとおりである。

ア 委員会の非公開が、当該委員会議事録の非公開と結びつくものでないことは明らかである。委員会の非公開は、活発な議論がされ難いという理由に基き非公開となることは理解はできるが、議事録は作成され、公開されて当然である。

イ 特定の個人が識別されることが問題になるなら、その部分のみ識別されないよう最小限の措置を施した上で、公開すべきである。また、「公務員の不祥事」であることが、既に明らかになっている以上、公費を使ってなされた率直な意見交換は、その全容が議事録によってすべて公開されてこそ、意思決定の中立性が明白になり、「市民の知る権利」を満足させるものになる。

ウ 平成25年3月27日に委員会の市長宛答申がなされているにも拘わらず「平成25年2月15日開催分については、作成中のため不存在」であるとする回答はとても納得できるものはない。

### 3 実施機関の行政文書一部公開決定理由説明要旨

平成25年7月31日付けで提出された行政文書一部公開決定理由説明書及び平成25年11月7日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書一部公開決定処分とした根拠は、次のとおりである。

請求に係る対象文書は、平成24年8月29日、同年11月29日及び平成25年2月15日に開催された、委員会の議事録である。この議事録の文中における職員等の氏名等が条例第6条第1号（個人に関する情報）に該当するため非公開とした。また、具体的な審議内容については、議事録の無限的な公開が前提となると率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあると判断されることから、条例第6条第3号（審議等に関する情報）に該当するとして非公開とした。

その理由は、委員会では、市長からの諮問に応じ、処分対象者及び関係者から事実発生に至るまでの経過、発生状況、法令等に対する認識など、さまざまな聞き取りをした中で、厳正な調査、審議を行っている。この審議内容にかかる議事録の無限的な公開が前提と

なれば、事実確認を行うに際し、処分対象者及び関係者の人間関係への影響や報復などをおそれるあまり、真実が語れなくなり当たり障りのない消極的な供述となってしまうことから、処分対象者や関係者から十分な供述を得ることが困難となり、審議に必要な客観的かつ具体的な情報の収集に支障を及ぼし、厳正な審議の妨げとなる。

また、発言者においても、委員会では最終的な意思決定がされる過程において、自由な意見交換がされるべきであるが、最終的に採用されるに至らなかった議論や未成熟な意見等が公開された場合、外部から不当な圧力や干渉を受けることや、最終的な意思決定に対する誤解や批判などを招くおそれがあることから、自由かつ率直な意見交換の確保が困難となり、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。このような理由から非公開と判断したものである。

前記2(3)ウについては、委員会の市長宛答申書の内容は、事前に委員会委員の確認を得ており、答申書の作成にあたって、議事録がないことは支障はない。

なお、平成25年2月15日開催分の議事録は、7月上旬に作成済みである。

平成24年11月29日開催分の議事録の1/8ページから7/8ページの下段までの削除（黒塗り）部分は、本件公開請求内容とは別の案件の審議内容であることから、請求外部分であるため黒塗りとした。

#### 4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人及び実施機関から各々の主張を聴取した結果、次のように判断した。

##### (1) 本件対象文書について

本件対象文書は、市長の諮問に応じ職員の懲戒処分について調査審議する委員会の議事録である。

委員会は、関係職員に対し報告書、供述書等の提出を求め、委員会事務局職員による事情聴取を実施するなど事実関係の調査を行い、「鎌倉市職員の懲戒処分に関する指針」に基づき、職員に対する処分の量定を検討し、市長への答申を行う。

そこで、本件対象文書について、この議事録の文中における職員等の氏名等が条例第6条第1号に該当し、具体的な審議内容が

条例第6条第3号に該当するとして一部非公開とした実施機関の主張について、以下、検討する。

(2) 条例第6条第1号該当性について

ア 条例第6条第1号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定しており、同号ただし書において、「ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても公開しなければならない旨規定している。

イ 実施機関は、本件対象文書中における職員等の氏名等が本号本文に該当すると主張している。

ウ 当審査会がインカメラで本件対象文書を調査したところ、当該情報は、処分対象者の所属、役職及び氏名並びに関係職員等の所属、役職及び氏名であることが確認された。

これらの情報は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であるから、本号本文に該当する。

本号ただし書ウは、公務員等の職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分を非公開情報から除外しているが、職員が、処分を受けたことは、公務遂行等に関して非違行為があったということを示すにとどまらず、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報というべきで

あるから、私事に関する情報の面を含むものと解される（最判平成15年11月21日民集第57巻10号1600頁参照）。

よって、本件対象文書中における職員等の氏名等を条例第6条第1号該当により非公開とした処分は妥当であると判断する。

(3) 条例第6条第3号該当性について

ア 条例第6条第3号は、「実施機関並びに国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報と規定している。

イ 実施機関は、本件対象文書中における具体的な審議内容が本号に該当すると主張している。

ウ 委員会の会議は、鎌倉市職員考査委員会条例施行規則第4条には、非公開と規定されている。しかし、このことは当然に議事録も非公開であることを意味するものではなく、議事録に記載された具体的な審議内容に即して公開の可否を決定すべきであり、実施機関もこの判断に基づき一部公開を行ったものである。

当審査会がインカメラで本件対象文書を調査したところ、議事録は、逐語で記録されたものであり、発言者の氏名及び発言内容が詳細に記載されており、実施機関が調査した内容や関係職員等から聴取した内容も記載されていることが確認された。委員会は処分対象者及び関係者の供述書等の資料等に基づき、職員の懲戒処分の量定を検討し、市長に答申するための附属機関であることから、処分対象者及び関係者の率直かつ具体的な供述等が得られることが要請される。仮に、本件対象文書が公開されることになれば、今後の懲戒処分に係る事実調査の際に、処分対象者及び関係者は供述内容が公開されることを憂慮して正確な事実を述べず、委員会において必要な情報が十分に得られなくなるおそれがある。

エ また、発言者の氏名や発言内容が公開されることになれば、懲戒処分に関する審議をするにあたって、不当な干渉を受ける

おそれもあり、それにより、自由かつ率直な意見交換が阻害されるおそれがある。

確かに、種々の審議会等においては、審議の具体的内容を公開することにより、より多様な意見を誘発し、意見の深化が図られる場合があることは否定できないが、懲戒処分を審議する委員会は、審議の過程で委員による意思表示及び議論が何らの制約を受けることなく、率直に行われることが必要不可欠であり、その意思決定に影響が及ぶおそれを排除することが強く要請される。

逐語による議事録が公開されれば、委員会の委員は、今後、議事録が公開されることを斟酌して発言することとなるおそれがある。したがって、自由かつ率直な意見交換が制約され、公正で適正な意思決定に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、本号に該当するといふべきである。

よって、議事録に記載された具体的な審議内容を条例第6条第3号該当により非公開とした処分は妥当であると判断する。

以上のとおりであるので、「1 審査会の結論」のとおりに判断する。

## 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりであります。

(別紙)

### 処 理 経 過

年 月 日	内 容
2 5 / 5 / 2 1	行政文書公開請求書が提出される
5 / 2 8	行政文書一部公開決定通知書送付
6 / 2 1	異議申立書が提出される (担当課：職員課)
7 / 1 6	審査会に対し諮問
7 / 1 9	実施機関に対し、行政文書一部公開決定理由説明書の提出要請
7 / 3 1	行政文書一部公開決定理由説明書を受理
8 1	異議申立人に対し、行政文書一部公開決定理由説明書の写しを送付及び意見書の提出要請
8 / 2 3	異議申立人から意見書を受理
8 / 2 6	実施機関に意見書(写)送付
1 1 / 7	第50回審査会で審議 (実施機関からの口頭による決定理由説明)
1 2 / 2 6	第51回審査会で審議 (異議申立人からの口頭による意見陳述)
2 6 / 3 / 2 0	答申